

講義録レポート

講義録コード 06-13-9-101-16

講 座	社会保険労務士	テーマ	『横断セミナー』 ガイダンス
目標年	2013年合格目標		
コース	直前対策プレセミナー	回 数	1 回
用 途	☒ 個別VTR ☐ テープレクチャー ☐ 集合ビデオ ☐ Web通信 ☐ DL通信 ☐ DVD通信 ☐ カセット通信 ☐ 資料通信		

講師名	古賀 太 先生	講義録 枚数	2 枚 ※レポート 含まず
		配布 レジュメ	2 枚

配布教材	・レジュメ (2枚)
備考	

社 労 士 講義録

科目 「横断セミナー」
ガイダンス

コース 無料公開セミナー

回数 1

配布物

★ミニテスト：あり []

なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説

講師

古賀

先生

★実力テスト：あり []

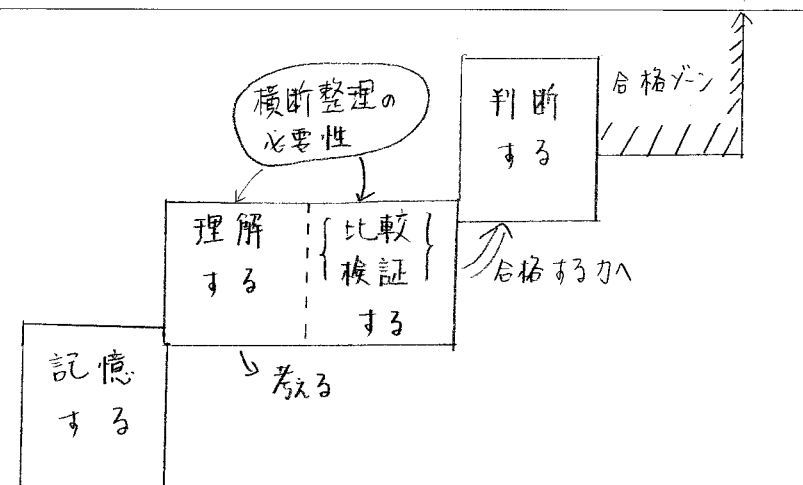
なし

★その他のレジュメ []

◇配布物なし

テキスト
ページ

黒 板 内 容



(順序を逆転して考える)

「合格するためには」 → 「正解肢を判断するためには」 → 「内容を理解するためには」 → 数字・用語等を正確に記憶する

社 労 士 講義録

科「横断セミナー」
目ガイドランス

コース無料公開セミナー

回数 /

配布物

★ミニテスト：あり []

なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説

講師

★実力テスト：あり []

なし

★その他のレジュメ []

古賀

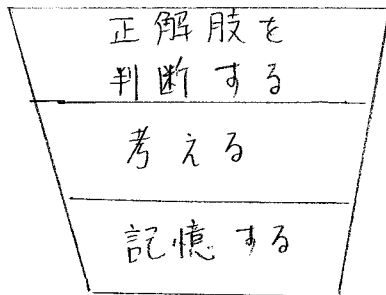
◇配布物なし

先生

テキスト
ページ

黒 板 内 容

(合格するための要素をウェイトで表してみる)



択一式本試験問題 平成23年厚生年金保険法〔問8〕

厚生年金保険法第20条第2項に規定する標準報酬月額に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額_xが標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。
- B 毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額_xが標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その翌年の4月1日_xから、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行わなければならない_x。
- C 毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の200に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。
- D 毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の200に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その翌年の4月1日_xから、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行わなければならない_x。
- E 毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の300_xに相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その翌年の4月1日_xから、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行わなければならない_x。

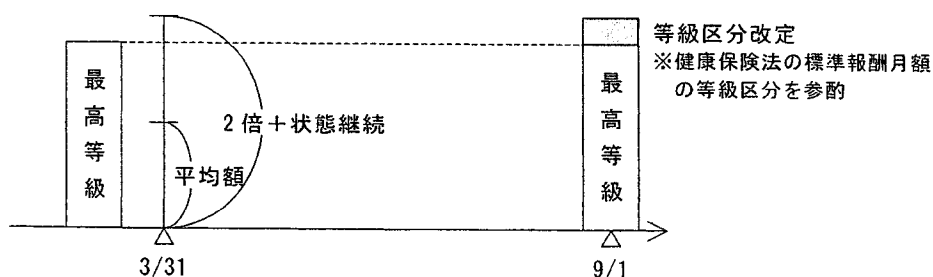
正解 C

(厚生年金保険法における標準報酬月額の高等級の改定)

毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の200に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。

(厚生年金保険法20条2項)

(イメージ)



(健康保険法における標準報酬月額の高等級の改定)

毎年3月31日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が100分の1.5を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の3月31日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が100分の1を下回ってはならない。

(健康保険法40条2項)

(イメージ)

